

ズに応じた養子縁組や里親養育のあり方を十分議論していくことが望まれる。

施設養護：中国では、要養護児童の入所する施設として、主に児童福利院があげられる。児童福利院は0～18歳の要養護児童が入所する総合的な児童福祉施設である。2008年、全国で290か所、2009年に303か所、2010年に335か所、年々増加している。児童福利院が設置されていない地域においては、社会福利院のなかにある児童部に要養護児童が入所している。また全国には10か所のSOS児童村がある。児童福利院は公立であるが、SOS児童村は民政部管轄の児童福祉施設である。

児童福利院あるいは一部社会福利院の児童部に入所している子どもの9割は親のいない子ども、あとの1割は扶養者のいない子ども、服役者の子ども、エイズ遺児等で、その9割強が障害児である。障害児のうちの6割は重症心身障害児である。

## (2)要養護児童に関する法律および政策

中国の児童福祉の領域では、2010年を「中国児童福祉元年」と称している。表2のように、2000年代に入って中国の児童福祉政策、制度は次々と制定・公布されている。「ハーグ条約」、「障害者権利条約」の批准をはじめ、「里親委託暫定管理規則」、「入所児童および里親委託児童の最低養育保障基準に関するガイドライン」の制定、「児童福祉施設に関する基準規範」、「要養護児童最低養育保障基準に関する通達」の公布、「要養護児童介護員」、「児童福祉週間」の創設、「未成年者保護法」の改正など、要養護児童に関する一連の法規と政策を制定、改正し、社会的養護の体系を整備しようとしている。また2011年に公布された「中国児童発展綱要2011-2020」のなかでも、児童福祉のサービス対象の拡大や、里親委託率および養子縁組率の増加を挙げている。

表2 2000年代中国の児童福祉の歩み

西暦	要養護児童に関する法律および政策
2003	・「里親委託暫定管理規則」の制定
2005	・「ハーグ条約」の批准
2006	・「未成年者保護法」の改正 ・「要養護児童の救済に関する通達」の公布
2007	・「児童福利証」の発行 ・民政部が「児童福祉施設に関する基準規範」の制定 ・「要養護児童介護員」の創設
2008	・「障害者権利条約」の批准
2009	・「要養護児童最低養育保障基準に関する通達」の公布 ・「入所児童および里親委託児童の最低養育保障基準に関するガイドライン」の公布
2010	・「児童福祉週間」の創設 ・「要養護児童の保障に関する通達」の公布
2011	・「中国児童発展綱要2011-2020」の公布

## 3. 上海における要養護児童の実態

上海は中国の最大の都市であり、「2010年第6次人口普查」によると、常住人口2,300万人のうち、1,400万人が戸籍人口で、約900万人は上海に半年以上滞在する流動人口である。流動人口がこの10年で550万人増加し、常住人口の37.37%を占めている。また、一家庭あたりの人数は2.49人で、前回調査の2.79人から減少した。

上海の児童福祉施設は市立の児童福利院をはじめ、区立の児童福利院をそれぞれ一か所あり、そのほかには障害児サービスなどの民間施設が設置されている。

表3に示すように、上海の要養護児童は約2,200人いるが、その8割が里親委託されている。

中国では里親委託における取り組みのモデルとして「農村型」、「都市型」、「都市と農村の混合型」の3つあるが、上海は「都市型」のモデルである。上海市児童福利院の組織図に示しているように、里親委託管理事務所は児童福利院に併設されており、スタッフ19名（ソーシャルワーカー15名、教員2名、看護師1名、医師1名）が専任として担当している。上海市児童福利院では、ソーシャルワーカーの勤続年数は長く、定年退職以外の中途退職者はおらず、全員が長く仕事に携わっている。女性職員が結婚・出産で休業する場合を除き担当の変更はない。初めのマッチングから一人のソーシャルワーカーが一貫して担当している。

里親委託管理事務所の役割は、主に里親制度の普及啓発、里親家庭の認定の可否に関与する、入所児童の委託に関与する、里親家庭への支援などである。

中国では施設か里親かという考えではなく、要養護児童は戸籍を施設においたままに里親委託され、施設と里親はパートナーシップのもとで子どもの養育にあたっている。施設職員と里親の対等な協力関係を結び、子どもの養育を共同作業として実践を行うようにしている。

上海にある「上海市児童臨時看護中心」（上海市児童一時保護センター）は、2004年に設置され、中国としては唯一子ども（おおむね1歳～14歳）を一時的に保護するところである。90%以上が障害児である。一時保護の期間は60日としており、元の家庭に戻るか、児童福利院に措置あるいは里親に委託される。

表3 上海の要養護児童の実態

地域	上海
児童福祉統計年総人口(万人)	2010年 2,300
年齢	18歳未満
家庭外措置数	2,200
家庭委託児童	1,700
施設在所児童	500
一時保護施設注1	120

注1：中国語では「上海市児童臨時看護中心」と称している。

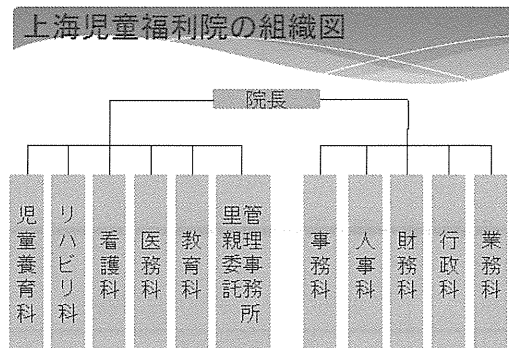


表4 里親関連機関

	措置を決定する機関	里親認定機関	里親委託機関	その他の里親援助機関
中国	民政部	児童福利院	児童福利院	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府の関係機関</li> <li>企業</li> <li>関連する民間団体(慈善基金会・婦女連合会)</li> <li>専門家・研究者(大学・研究機構・病院)</li> <li>教育機関・医療機関</li> <li>地域住民(隣人、親戚)</li> <li>社区家庭寄養服務中心(NGO)</li> <li>その他NGO、NPO</li> <li>里親会</li> </ul>
上海	上海市民政局	里親委託評価委員会	上海市児童福利院	<ul style="list-style-type: none"> <li>上海市社会福利中心(業務に関する評価、監督)</li> <li>社区家庭寄養服務中心(3か所桃園・宣橋、NGO)</li> <li>上海市慈善基金会(資金援助)</li> <li>専門家・研究者(大学・研究機構・病院)「研究と研修」</li> <li>教育機関・医療機関</li> <li>地域住民(隣人、親戚)</li> <li>里親会</li> <li>上海市婦女連合会</li> <li>上海市科学教児基地(研修・研究)</li> <li>企業</li> <li>その他NGO、NPO</li> </ul>

# 台湾の里親制度と里子の健康状況

お茶の水女子大学名誉教授 湯 沢 雍 彦

## 【委託率】

結論となる里子割合は〈34.5%〉である。台湾全土の総人口は、2010年度で2302.4万人と公表されている。台湾里親制度の背景となる事情が日本では未紹介であったので以下に詳しく記述する。

## 【目的】

台湾は日本の近隣国の一つでありながら、その里親制度はこれまで日本に全く紹介されることがなかった。そこで今回初めて訪問して制度の全容を把握するとともに、里親家庭に委託されている里子の中にどの位疾病その他の特殊問題を抱えた児童が存在するかを調査することを2011年度の目的とした。

## 【方法】

あらかじめ十分な質問事項を事前に伝達した上で、2011年12月21日と22日の両日、台湾の主要な里親斡旋機関である「台湾児童及家庭扶助基金会」（本部は台中市民権路234号12樓）と養子斡旋を主とし里親問題も一部扱う「児童福利連盟文教基金会」（本部は台北市長安西路43号6階）を訪問したところ、熱心な歓迎を受けた。所長以下各5人の職員に面接して、ていねいな説明を受け、報告資料と共に啓蒙宣伝資料数点を受領した。今回の機関への依頼と通訳及び翻訳は、北海道大学博士課程大学院生・黄淨愉氏に依頼した。黄氏は台湾養子問題の専門研究者である。

資料の中の『99年度児童少年家庭寄養服務工作成果報告書』（台湾暦99年は西暦2010年に当る）が里親実施運営についての綿密な調査報告書になっていて貴重であったので、以下これを主な資料として紹介する。

## 【結果】

### 1. 制度の概要

〔里親制度の運営〕

中央政府の一つ内政局児童局の計画及び管理のもとに、実務は財団法人台湾児童及家庭扶助基金会に委託して行われている。日本の児童相談所にあたるような公的機関は介在しない。この会以外にもごく小規模な二つの機関によって里親斡旋が数例行われているようであるが、結果が公表されていないので利用できない。

（以下略称）家扶基金会は、貧困な児童と家庭を救済することを目的に、1950年に設立された民間団体で、世界12カ国にあるChild Fund Allianceの一つとして、生活費・養育費の直接援助、特別才能児の奨励、健康保険、外国貧困児童、災害児の援助などとともに、実親の養護を失って社会的保護が必要な児童・少年に対する処遇と里親委託、養護施設委託を行っている。とりわけ1981年から始められた里親託置を大きな業務としている。

〔職員〕

2010年度の職員は全部で1,170名（うち男性245名、女性925名、男女のソーシャルワーカー772名）。本部職員は102名、24の行政区に1ないし3つある各センターには16～80名の専務職員が配置。ワーカーの平均賃金は、月約3万元（約9万円）で資格があるものは1割加算される。

## 〔運営資金〕

74.9%が個人による寄付金、15.3%が国の補助金、7.9%が業務収入、1.8%が利子その他による。寄付金は全国の78,662人(2010年現在)の個人及び団体がスポンサーになっている。

資金はかなり豊かなようで、日本に比べてはるかに広い事務室を持つほか、折畳傘、Tシャツ、貯金箱、マグカップ、記念切手、バッジ、手提げ袋、ティッシュペーパーなど、基金の名前と趣旨を印刷した宣伝用品を多種類作って、機会あるごとに会の活動を啓蒙宣伝している。

## 2. 里子の状況

### ①数値

2010年度中に扱った要保護児童中、措置した者のうち里子数は1,030、累計で1,905名、養護施設に収容した児童数は累計で3,619名、両者合計で要保護児童は5,524名である(法の規定で児童とは12歳未満、少年とは12歳から18歳未満を指すが、ここではこれを合計して要保護児童と呼ぶこととする)。これを前年度からいるものに加えた総数は表2-1のとおりで、要保護児童中の里子の割合は34.5%になる。この割合は一見大きくないが、台湾には他国にあるような親族里親や短期里親の制度がなく、連続して宿泊させる純粋な形の伝統的里親のみである。したがって親族や短期の数を算入すれば、この数値は40%以上に上るであろうと思われる。

### ②原因(以下2010年度に委託された新規里親・里子について)

里子になった原因は、表2-2のとおりで、実親の虐待・ネグレクトが半数を占め、親の犯罪入獄、経済困難がこれに次ぐ。

### ③年齢

性別は、男50.4%、女49.6%で出生割合と同じ。

年齢は、2歳未満=10.8、2～5歳=30.4、6～11歳=42.5、12～14歳=11.1、15～17歳=4.1、18歳以上=4.1。(各%)

大きくまとめると、乳幼児4割、小学生4割、中学生1割、15歳以上1割である。

### ④健康状況

75%は正常だが、25%は何らかの障害を持つ。その内訳は、心身障害と発達遅滞が多い(表2-3)。

### ⑤特殊行為

里子の特異な癖としては表2-4のものがみられた。

## 3. 実親家族の状況

### ①経済階層

不詳23%を除いて、22%は低収入世帯であるが、56%は中程度以上の収入がある世帯である。なお、11%は原住民の世帯であり、これらの多くは低収入である。

### ②父母の状況

父死亡14名、母死亡19名、行方不明は父23名、母42名いる。そのほか在宅している両親のうち、父重病22名、母重病19名、知能障害は父2名、母17名、精神病は父16名、母54名である。

### ③実親家庭への援助

この機関は、実親家庭に対しても、年間に訪問105回、電話問い合わせ86回のほか、生活教育指導122回、家計向上指導134回、品物の提供81回、個別心理治療51回、病気治療援助12回、法律問題協力6回、音楽活動7回などの援助サービスを行っている。

## 4. 里親家庭の状況

### ①新年度の登録認定

2010年中、里親になりたいという希望申請は283戸あったが、審査の結果新たに里親家庭にふさわしいと認定したのは138戸で、49%であった。

②新認定された138戸が里親を希望した理由は、表3-1のとおりで(複数記入)、「不幸な子を世話したいから」が最多で、「社会に貢献したい」がこれに次ぎ、「家庭を賑やかにしたい」、「空き時間があるから」も多い。

### ③里親の住宅

表3-2のように、過半数は一戸建て住宅で、あとはアパートやマンションなどの集合住宅である。ごく一部1.5%の昔風住宅というのは、中国大陸の北京などにみられる「三合院舎」(三世帯が隣居する)をさす。

### ④里親の平均収入

家庭の平均月収は、表3-3のとおりで、5万円と6万円台が38%を占めて一番多い。6万円というのは現在の日本円で約18万円程度で、これで標準的な生活ができるということである。物価が日本の半分程度の安さということであろう。なお、公務員を除いて年金制度はない。

### ⑤里父・里母の職業

表3-4のように多岐にわたっている。妻専業主婦の家庭が3分の2を占めているので、3分の1の家庭が共働きということになる。父の職業は、工業、商業、サービス業と公務員が多く、母はサービス業と教員がめだつ。

共働きをしている家庭では、誰が幼い里子の養育に当たっているかの統計表はない。おそらく、同居または近居の祖父母や親族がみているものと推察される。

### ⑥里親の辞退理由

この1年間に里親を辞退した家庭が101戸あった。これは1,296戸中の7.8%に当るので、小さい数字ではない。

その理由は、家扶基金会という「斡旋機関と協力できなかった」ものを除くと、「里親を続けることに疲労した」が一番多い。(表3-5)

## 5. 要保護児童全体の健康状況

この件で調査した要保護児童は2,876名だが、この中の70%の健康は正常である。残り30%の者は何らかの異常を持つが、その中の3分の2は心身障害と発達遅滞である。心臓病・伝染病・特殊疾病(カユミ症が多い)などの肉体的な病気を持つ児童は4%にとどまる(表5-1)。心身障害者の3分の2は知的障害とみられた。残りは、視聴覚障害や言語機能障害、器官喪失などであって、自閉症・精神病・てんかんなどの精神的な障害者は合計21名=0.7%にとどまっている。これらの児童に対しては、ケースワーカーが「早期療養」や「医療援助」のサービスを年間4,000回以上行っている。

## 6. 特殊行為

里子になった児童の特殊行為(ほぼ「性癖」といったもの)としては、「嘘言癖」が全体の11%にみられて一番多く、「こわがり」「おもらし」といった性癖が各4%程度みられるが、これは乳幼児段階のものが多いためであろう。

## 7. 里親委託終了後の状況

里親委託期間は比較的短い。1年未満が48%を占め、1年ないし2年未満が22%で、7割のものがここに入り、「2年以内」とされている原則がよく守られている。中には8年以上になる

児童も3%いるが、全体を平均すれば1年11カ月間が委託期間となる。

このこともあってか、終了（措置解除）後「自宅へ復帰する児童」が56%もいて一番多い。これはもっとも望ましい処遇のあり方で、日本の31%（2001年）よりまさっている。養子縁組は10%だが、親族や知人に委託したものが8%あるのも特色といえる。委託後に養護施設収容となる児童は20%である。

### 〔考察〕日本より良好と思われる諸点

- ①全体として要ケア児童の総数が少ない（人口比を考慮しても日本の約5割である）。
- ②里親業務等要ケア児童に対する施策が民間団体に委託され、自由な発想で運営されている。（内政部児童局から児童及家庭扶助基金会へ）
- ③その機関の運営資金の75%が民間からの寄付によっている（政府支出は15%のみ）。しかもその寄付者は、大企業でなく、全国7万8,000人以上の個人である。
- ④そのため基金会は全国に1,170名の職員を抱え、大きな事務室を持ち、10種以上の宣伝グッズを作って啓蒙活動するなど、豊かに運営されている。
- ⑤2010年末現在、里親家庭は1,260戸、里子数1,905名と小規模だが、それは要保護児童全体が5,524人（日本の約半分の割合）と少ないからである。なお、乳児院は存在しない。
- ⑥要ケア児童全体の中での里子の割合は34.5%と高い。（他国に多い短期・週末・親族里親などの制度がないので、これらを加えると40%位になるものと予想される。）
- ⑦里親委託期間は2年間を原則とし、ほぼ7割について、それが守られている。総平均は1年11カ月である。
- ⑧里親委託終了後、実親家庭へ56%も復帰している。
- ⑨里親委託終了後、養子縁組になる割合は10%である（日本は2001年に33%）。
- ⑩これらのサービス活動には、機関に所属する772名のケースワーカーがかなり細かく出向いて里親を支援している様子が見られる。1人のワーカーが3～4人の里子の面倒をみればよいからである。

### 〔付〕

全体として、要ケア児童の存在比が日本の約半分ということが注目をひく。これは現在の台湾が、いまだに経済成長下にあつて所得が向上を続け、失業率も低いことが背景になっていることが、三世代家族率が高いこととともに大きな原因ではないかと考えられる。このこともあって、里子の中の病弱児童も少なく、これに対する特別措置も、大きな問題にはなっていないようである。

しかし、この点の詳細は、措置内容の方法の精査とともに、養護施設の実情の調査と合わせて次年度の課題となろう。

表2-1 2010年度・要保護児童の内訳  
(児童=0～11歳、少年=12～17歳の合計)

	総数	2010年度新規分
里子	1,905(34.5%)	1,030
施設児	3,619(65.5%)	?
要保護児童	5,524(100%)	—
里親登録	1,540	
実施里親	1,260	

表2-2 2010年度・新規里子の委託要因(1,152名)

原因	人数	百分比
虐待・ネグレクト	647	51.6%
遺棄	86	8.8%
親の入獄	166	19.9%
浮浪児	9	1.2%
少年事件回付	0	0.1%
貧困・養育懈怠	210	16.9%
父母重病・障害	126	9.0%
父母死亡・失踪	78	7.1%
父母アル中・麻薬	87	7.0%
その他	133	9.4%

表2-3 2010年度の里子の健康状況(1,152名、複数記入)

健康状況	人	百分比
正常	862	74.8%
心臓病	15	1.3%
早産児	18	1.6%
心身障害	97	8.4%
注意力欠如・過動疾患	37	3.2%
発達遅滞	79	6.9%
伝染性疾病	12	1.0%
特殊疾病	23	2.0%
妊娠	0	0.0%
身体障害	5	0.4%
その他	63	5.5%

表2-4 2010年度の里子の特殊行為(1,152名)

特殊行為	人	百分比
嘘つき	90	7.8%
盗癖	51	4.4%
家出	19	1.7%
不登校	14	1.2%
手淫	7	0.6%
おもらし	43	3.7%
暴力	33	2.9%
こわがり	37	3.2%
喫煙	12	1.0%
麻薬	0	0.0%
強ガム	0	0.0%
自殺	0	0.0%
自傷	11	1.0%
火遊び	0	0.0%
その他	33	2.9%

表3-1 里親を希望した理由(複数)

	戸	%
社会に貢献したい	678	52.3
不幸な子を世話したい	951	73.4
さびしいから	390	30.1
善行を積みたい	303	23.4
収入を増やしたい	304	23.5
親族・友人を助きたい	18	1.4
つぐないたい気持ち	26	2.0
養子縁組の前に	10	0.8
ひまがあるから	370	28.6
賑やかな家庭にしたい	348	26.9
その他	34	4.0
総計	1,296	

表3-4 里親家庭の父母の職業

職業	寄養父親	寄養母親
なし	51(4.3%)	37(2.9%)
家事専門	6(0.5%)	830(64.2%)
軍人	43(3.6%)	1(0.1%)
公務員	141(11.8%)	17(1.3%)
教員	38(3.2%)	75(5.8%)
工業	408(34.1%)	36(2.8%)
商業	203(17.0%)	47(3.6%)
農漁業	21(1.7%)	2(0.1%)
自由業	53(4.4%)	47(3.6%)
サービス業	168(14.0%)	124(9.6%)
家庭内職	1(0.1%)	9(0.7%)
特殊行業	0(0.0%)	0(0.0%)
神職人員	17(1.4%)	6(0.5%)
その他	47(3.9%)	62(4.8%)
総計	1,197(100.0%)	1,293(100.0%)

表3-2 里親の住宅種類

	戸数	百分比
一戸建て	623	48.0%
アパート	412	31.8%
マンション	211	16.3%
昔風住宅(三戸隣接)	19	1.5%
その他	31	2.4%
計	1,296	100.0%

表3-3 里親家庭の平均月収

平均月收入	戸数	百分比
29,999元以下	98	7.6%
30,000～49,999円	279	21.5%
50,000～69,999円	497	38.4%
70,000～89,999円	239	18.4%
90,000元以上	183	14.1%
総計	1,296	100.0%

表3-5 里親辞退原因(複数)

原因	戸	百分比
つかれた	20	16.4%
失望した	3	2.5%
転居のため	6	4.9%
病気・死亡	9	7.4%
家族の反対	6	4.9%
家庭事情変わる	9	7.4%
実親との争い	0	0.0%
家庭条件合わず	7	5.7%
適性がなし	8	6.6%
機関に助力しない	17	13.9%
機関に不満	0	0.0%
その他	41	33.6%
総計	101	

表5-1 要保護児童全体の健康状態(複数)

	合計(2,876人)
正常	2005(69.71%)
心臓病	18(0.63%)
早産児	58(2.02%)
心身障害	345(12.00%)
注意力欠如過動疾患	117(4.07%)
発達遅滞	229(7.96%)
伝染病疾病	23(0.80%)
特殊疾病	73(2.54%)
妊娠	0(0.00%)
身体障害	10(0.35%)
その他	184(6.40%)

## A. 心身障害部分

	合計(345人)
視覚障害	13(3.77%)
聴覚障害	2(0.58%)
平衡機能障害	0(0.00%)
発音機能言語機能障害	36(10.43%)
肢体障害	16(4.64%)
知能障害	234(67.83%)
重要器官喪失	29(8.41%)
顔面損傷	9(2.61%)
自閉症	15(4.35%)
精神疾病	4(1.16%)
多重障害	25(7.25%)
頑性てんかん症	2(0.58%)
その他	27(7.83%)

## B. 知能障害程度

	合計(234人)
軽度	148(63.25%)
中度	72(30.77%)
重度	14(5.98%)

## C. 特殊疾病部分

	合計(75人)
蠶豆症	28(38.36%)
紅斑性狼瘡	0(0.00%)
川崎症	1(1.37%)
地中海貧血症	5(6.85%)
唐氏症	2(2.74%)
その他	39(53.42%)

注、Cの特殊疾病の日本語訳は次のとおりである。  
 蠶豆病 G6PD欠乏症(グルコース6リン酸脱水素酵素欠乏症)  
 黄斑性狼瘡 全身性エリトマトーデス(全身性黄斑性狼瘡)  
 川崎症 川崎病、地中海貧血症 サラセミア、唐氏症 ダウン症候群

表5-2 要保護児童の特殊行為

	合計(2,876人)
嘘つき	320(11.13%)
盗癖	206(7.16%)
家出	54(1.88%)
不登校	52(1.81%)
手淫	14(0.49%)
おもらし	130(4.52%)
暴力	105(3.65%)
こわがり	135(4.69%)
喫煙	20(0.70%)
麻薬	0(0.00%)
強ガム	0(0.00%)
自殺	4(0.14%)
自傷	34(1.18%)
火遊び	3(0.10%)
その他	161(5.60%)



表6-1 2010年度里子の託置機関

期間	人数	百分比
3カ月未満	460	16.0%
3カ月～6カ月未満	427	14.8%
6か月～12カ月未満	483	16.8%
1年～2年未満	621	21.6%
2年～3年未満	321	11.2%
3年～4年未満	184	6.4%
4年～5年未満	129	4.5%
5年～6年未満	80	2.8%
6年～7年未満	61	2.1%
7年～8年未満	32	1.1%
8年以上	78	2.7%
総計	2,876	100.0%

表6-2 2010年度里子の委託終了後の状況

	人数	百分比
実親家庭へ帰す	619	56.0%
他市県の里親へ回す	38	3.5%
養護施設へ収容	220	19.9%
親族や知人へ渡す	85	7.7%
養子縁組する	115	10.4%
自立生活する	11	1.0%
その他	17	1.5%
計	1,105	100.0%

表6-3 ケースワーカーが行った1年間のサービス業務

	合計
個別面接補導	3,787
個別心理治療	1,644
訪問面接	18,228
栄養改善指導	360
育楽活動	1,302
課業指導	548
医療協助	2,095
生活補導	2,497
グループ指導	274
グループ心理治療	705
早期療育サービス	2,072
転入学登記	341
戸籍登記	4
里親斡旋	328
父母や知人を探す	93
家族治療	18
交通協力	1,942
電話で指導	9,418
実親と連絡	3,779
その他	7,702

# 韓国の里親制度 —親族里親と民間の里親支援機関—

研究協力者 平田 美智子

～韓国の里親制度の特徴～

- ①「国連子どもの権利条約」の原則に沿って、家庭養護(家庭委託)を促進している。
- ② 家族の絆、繋がりを重視し、祖父母・親族の家庭委託を多く活用している。
- ③ 里親支援を民間機関に積極的に委託している。

## 1. 韓国と韓国の福祉行政について

韓国(正式名は大韓民国)は、2010年現在、面積が約10万平方キロメートルで日本の約4分の1の大きさ、人口が2011年現在、49,773万人で日本の半分以下である。共和制の政体で、大統領(李明博大統領)が統治する。言語は韓国語で、宗教は約半数が無宗教、残りが仏教、キリスト教、儒教である。国の主産業は、貿易が主(依存度88%)で、国内総生産も2010年には上昇している。少子高齢化社会で、合計特殊出生率は日本より少ない1.15(2010年)に留まっており、少子化対策が課題である。

韓国の福祉行政サービスは、保健福祉部から市・道、市・郡・区をへて、地域の社会福祉専任公務員を窓口として供給される。近年(2004年より)は、社会福祉事務所が設置され、市郡区単位の社会福祉サービスに対応している。要保護児童が発生すると、社会福祉事務所の社会福祉専任公務員が担当するが、一人の担当が生活保護のケースだけでも100世帯以上で、複雑な問題は専門の機関に委任してサービスを提供している。里親委託(家庭委託)事業も、実際の業務は里親支援機関である家庭委託支援センターに委託されている。

## 2. 要保護児童と里親制度創設の背景

韓国は第2次世界大戦・朝鮮戦争後の混乱時、混血孤児の対策として海外養子縁組が発展し、主に欧米に多くの乳幼児が養子となるため海を渡った。以来、韓国の要保護児童対策では養子縁組とくに海外養子縁組が重視されてきており、2006年現在も年間約1,900人の乳幼児がアメリカ合衆国や北欧に養子として移住する。

しかし、韓国も1991年に「国連子どもの権利条約」を批准し、国際養子より国内養子、施設養護より家庭養護を優先することに政策を転換してきた。社会全体では、IMF通貨危機(1997年)後の経済の悪化や児童虐待の発見・通告の増加で、要保護児童の数は年々増加しており、年長児の増加など個別的・専門的ケアが必要とされている。また、「子どもの権利条約」の影響を受け、家庭養護が施設養護より望ましいとの考えが広まり、2000年には児童福祉法が改正され、里親制度(「家庭委託」)が創設された。

里親の制度化は、1995年より個人的に家庭委託を試みたパク・ユンソク氏らの里親と、1998年に創立された韓国里子養育父母協会(KFCA)の努力に負うところが多い。2000年、委託児童養育手当(10万ウォン)が支給されるようになり、2003年、民間の家庭委託支援センター(里親支援機関)が全国17か所に設置され、2005年には委託児童に保険が適用され、2010年には委託児童に対する心理治療費が予算化された。

### 3. 里親委託の現状

#### 1) 要保護児童対策

要保護児童の定義は、親の疾病、家出、失業、収監、死亡他保護が必要な18歳未満の児童で、児童虐待により家庭外の保護が必要な児童も優先的に保護する。2010年の保護理由では、未婚の母が32%、親の離婚が23%、虐待が12%であった。

韓国の年度別要保護児童の措置状況の変化をしてみると、表1に示すように、施設措置の割合が徐々に減少し、家庭養護の割合が増加している。少年少女世帯とは、親が家出した年長の子ども世帯に日本の生活保護に相当する養育費を支給し、子どものみで生活する世帯であるが、子どもの成長に良い結果が見られないので、減少傾向にある。2005年には、要保護児童のうち、施設養護の割合と養子縁組も合わせた家庭養護の割合は、約半分に達し、2010年の統計でも家庭養護(家庭委託、養子縁組、少年少女家庭)の割合は43%となっている。

表1 年度別要保護児童の措置先(1995年～2010年)

年	要保護児童	施設	家庭委託(里親)	養子縁組	少年少女家庭
1995	4,576(100%)	2,819(62%)	505(11%)	472(10%)	780(17%)
2000	7,760(100%)	4,453(58%)	1,406(18%)	1,337(17%)	564(7%)
2005	9,420(100%)	4,818(51%)	2,322(25%)	1,873(20%)	407(4%)
2010	8,590(100%)	4,842(56.4%)	2,124(24.7%)	1,393(16.2%)	231(2.7%)

#### 2) 家庭委託(里親)

家庭委託(里親)制度の目的は、実親の疾病、家出、失業、離婚などの理由で実親が児童を養育できないとき、一定期間委託家庭で養育し、実親家庭に戻す、あるいは児童の自立まで養育することである。2010年には、委託児童は合計16,359人で、2003年に比べると2倍以上増加した(表3)。

家庭委託(里親)の種類は、一般委託(血縁関係なし)と代理養育(祖父母の養育)と親族委託(おじ・おばの養育)に分かれる。委託類型別にみると、一般養育が1,123人、代理養育が10,865人、親族養育が4,371人で、代理養育が特に増加している。

2012年より、専門里親が新たに加わる予定である。(表2参照)

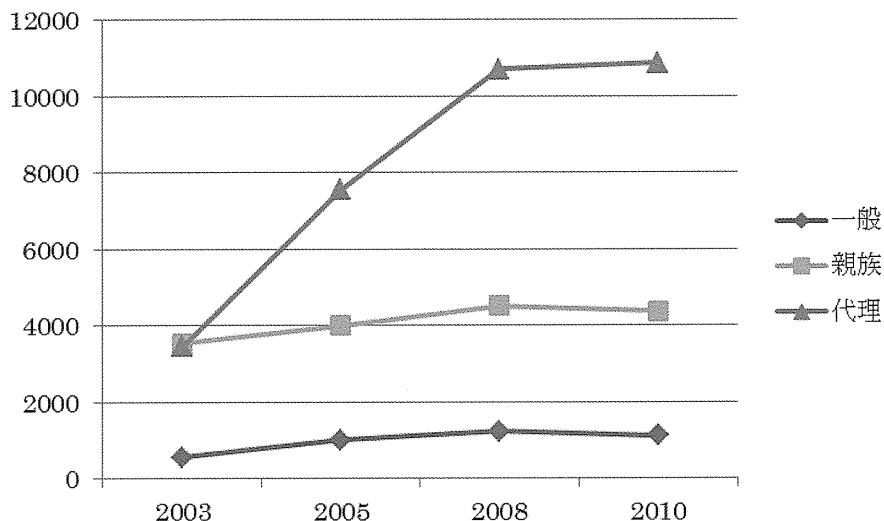
委託家庭(里親)になる要件は、結婚している25歳以上の夫婦で、子育てを経験していること、養育する子どもは実子も含み4名までとなっている。経済的に安定していて、健康で、犯罪などの前科がないこと、近隣との関係もよく、里親に必要な研修を受けることが課せられている。

実際に委託家庭に申し込む動機は、一般委託家庭は社会貢献が最も大きく、代理養育や親族委託の場合は血縁関係を挙げる人が大半である。

表2 家庭委託の類別

一般委託	血縁関係のない委託家庭	子育て経験のある夫婦
代理委託	祖父母の養育	実父母が行方不明など
親族委託	おじ・おばの養育	実父母・祖父母が養育困難
(専門委託)	養育困難な児童対象	2012年度より)

表3 里親の類型別年次変化



### 3) 委託児童

家庭委託される委託児童は、児童福祉法に記されるように、18歳未満の児童が対象であるが、年齢別に見ると17～19歳が32.5%で一番多く、14～16歳は31.3%、11～13歳は20.6%の割合である。14歳以上の委託児童が全体の63.8%と中学生以上の児童が最も高い比率を占めており、自立に対する支援が必要である。

家庭委託の理由であるが、離婚(32%)父母の家出(28%)、父か母の死亡(22%)と家庭崩壊の理由が多い。

### 4) 委託から解除まで

保護の必要な児童は、福祉事務所より紹介があり、親の承諾を得て、家庭委託支援センターで里親家庭に委託される。里親と委託児童の年齢が60歳以上離れてはいけない。親族や代理養育が多いが、その場合でも里親としての研修を受けてもらう。

児童の委託後、家庭委託支援センターのソーシャルワーカーが家庭訪問(最低3か月に1度)し、養育の相談に当たる。

家庭委託養育の目的が達せられれば、ケースは終了する。終了ケースの事由を見てみると、一般家庭委託の場合は、33%が実家庭に戻っているが、23%が18歳で自立するまで委託されている。代理養育、親族委託の場合は、70%近くが18歳まで委託される。祖父母・親族が養育することが多いので、委託児童は実親と交流がある。

## 4. 里親支援機関(家庭委託支援センター)

家庭委託の支援を直接行うのは、全国16か所ある地域家庭委託支援センターで、2003年に設置された。また、2004年には地域家庭委託支援センターを統括する中央家庭委託支援センターが設置された。家庭委託支援センターは保健福祉部より民間機関に委託されている。現在、中央家庭委託支援センターを運営しているのは、Save the Childrenという国際的NGO団体である。地域家庭委託支援センターは、Children's Fund(児童養護施設協会)、全国里親会、Good Neighbor(NGO)、Save the Children(NGO)が運営している。

家庭委託支援センターの役割は、家庭委託制度の広報と里親の開拓、研修(毎年8時間)、里親サロン(3か月に1度)、里親家庭連絡(毎月)、家庭訪問(3か月に1度)などである。センターには、所長の他5人の社会福祉士(ソーシャルワーカー)が勤務しており、1人平均200ケース担

当している。地域のセンターを評価するのは中央家庭委託支援センターである。

## 5. 今後の課題

韓国の家庭委託（里親）制度は、歴史が浅いにもかかわらず、現在委託児童数は16,000人以上で、日本よりはるかに多いことは評価される。実態は、祖父母も含め親族里親がほとんどであるため、里親制度を理解して申し込む人が少なく、今後制度の周知と研修の徹底が課題である。親族・代理養育制度では、被虐待児などが委託されにくいいため、一般委託家庭を積極的に開拓することも必要である。一般委託では、年長児や被虐待児の委託が増え、児童の対応が困難になり、新たに専門委託家庭（日本の専門里親）が加わることになった。委託児童への専門関わりが期待される。委託家庭に権限を持たせ、場合によっては後見人となることができるよう、運用を検討していくことも必要である。

最後に、このまま委託家庭が増加すると、家庭委託支援センターの職員のマンパワー不足が心配されるので、制度を改正するか（代理養育などを里親の枠から外すか）、センターの職員を増員するかなど、検討が必要となる。

### 参考文献

保健福祉部委託中央家庭委託支援センター『家庭委託保護事業』（Save the Children発行の家庭委託のパンフレット）2011年

## 【養護児童数及び里親委託率などの実態の国際比較調査】

# 日本の社会的養護児童の統計的実態

—2009年、2010年度の統計から—

研究協力者 菊池 緑

日本は、1億2,752万人の人口（2009年11月1日現在）を有する国で、18歳以下の未成年者の社会的養護は、47の都道府県と指定都市および中核都市が設置する児童相談所ならびに母子保護に関して市町村が設置する福祉事務所をその中心的な実務機関としている。

児童相談所は、2011年9月現在、全国に206か所が設置され、うち115か所以上の児童相談所に一時保護所を併設している。国は、現在、里親養育と支援を強化する目的で、児童相談所の外に里親支援事業を行う機関を定めることを地方自治体に求めている。2011年4月現在では、69の自治体のうち68か所の児童相談所を設置している地方自治体が、里親制度普及促進事業および／又は里親委託推進・支援等の事業を委託する機関又は団体を定めて、自治体から委託される里親支援事業を行うために、国と地方自治体が補助金を折半で支弁している。その結果、154の団体又は施設が里親支援事業の一部を委託されるようになった。（2011年4月の家庭福祉課調べ）

児童相談所は、0～17歳の子どもを対象として児童に関する様々な問題について、家庭や学校などから相談又は通報を受けて、児童とその家庭について必要な調査と、医学的、心理的、教育学的、社会学および精神保健上の判定を行い、その調査と判定に基づいて必要な指導と一時保護を行政的に行っている。しかし、里親委託が進まない大きな理由として「親が里親委託を望まない、委託に同意しない」という問題がある。例えば、2011年の全児相調査（参考資料4）では、里親委託が進まない理由の78.4%がこの理由を挙げていた。里親委託の多い欧米では、里親委託児童の大多数が裁判所の決定による強制措置によるもので、親の意向より子どもの利益を優先している。

児童相談所の設置は、ここ数年、とくに中核都市において新設が進み、2008年には全国で195か所であったが、2011年には206か所と増加している。また、家庭養護を促進する国の基本方針にもとづいて里親担当職員と里親委託等推進員を配置する児童相談所が増え、2011年9月の家庭福祉課の調査では、全国で里親担当職員が325名（うち専任52）、里親委託等推進員が108名（うち常勤25）が配置されている。実務体制の強化は里親委託をさらに前進させることになるのではないかと。

町村が設置する福祉事務所は、母子生活支援施設へ母子を保護する責任を負う中核機関として児童養護に係わっている。2009年には、272施設に10,600人の母子が生活し、その48.7%の世帯が「夫などの暴力」を主な理由として緊急避難的役割も負っている。そのため保護される子どもの年齢に制限がなく、その数も6,500人と、里親委託児童や乳児院入所児童の数よりも多い。フランスやイギリス等の母子保護施設が年齢を3歳以下に制限されていると比べると大変な違いである。

## 1. 社会的養護のもとにある未成年者（養護児童）

2010年の社会福祉報告例および厚労省児童家庭局家庭福祉課の調査によれば、社会的養護されている子どもの現状は表1の通りである。その託置先機関を新しい情報を参考にして説明したい。

## ◎里親の種類

里親：要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）を自己の家庭で養育することを希望し、県知事によって里親として認められた者をいう。里親には以下の4つのタイプがある。

表1 社会的養護の現状 2010年3月末日現在

	児童数	構成割合%
<b>里親等</b>	<b>4,373</b>	<b>10.6</b>
里親委託	3,876	
養育里親	2,993	
専門里親	172	
養子縁組希望里親	179	
親族里親	532	
ファミリーホーム	497	
<b>施設</b>	<b>41,128</b>	<b>91.3</b>
乳児院	2,963	
児童養護施設	29,114	
児童自立支援施設	1,548	
自立援助ホーム	310	
情緒障害児短期治療施設	1,178	
母子生活支援施設	6,015	
<b>養護児童合計</b>	<b>45,501</b>	<b>100</b>

出典：福祉行政報告例(平成22年3月末日現在)

養育里親：要保護児童を4人まで自己の家庭で養育することができる。委託費は、委託児童の一般生活費と教育等に必要な費用が公的に支払われる。また委託児童の医療費は無料である。その他、里親に対して子ども1人につき72,000円（2人目以降36,000円）の里親手当が主に月額支給される。養育里親は研修を受けてから登録を認められる。

専門里親：要保護児童のうち、児童虐待等の行為で心身に有害な影響を受けた児童、非行等の問題のある児童及び身体的、知的的又は精神的障害のある児童を自己の家庭で養育する養育里親で、3年以上委託児童の養育の経験があるか、児童福祉事業に3年以上従事した者と同等以上の能力があることを知事から認められた者とされている。一般生活費等のほかに里親手当として123,000円（2人目以降87,000円）の里親手当が月額で支給される。専門里親は原則として専門里親研修を受講した者が認定を受ける。

養子縁組希望里親：要保護児童のうち、養子縁組を前提に子どもを委託される里親。一般生活費等は支給されるが、里親手当は支給されない。研修は義務化されていないため、自治体によってその取組みに違いがある。離縁を原則として認められない特別養子縁組前提の委託では、養子縁組希望里親にも研修を義務化すべきという意見が多い。

親族里親：要保護児童のうち、親が死亡、行方不明、拘禁、入院等で、子どもの養育が期待できないとき、里親として養育する3親等内の親族である。一般生活費等は支給されるが、里親手当は支給されないが、児童扶養手当を受給することができる。扶養義務のない、おじ、おば等の親族は親族里親ではなく、養育里親として認定を受けるが、震災孤児等を受け入れる場合には、研修要件を緩和することが認められている。

ファミリーホーム：小規模住宅型養育事業ともいわれ、「家庭養護を促進するために、要保護児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性を及び社会性を養い、児童の自立を支援すること」を目指して制度化された。このホームでは、5人ないし6人の虐待を受けた子どもや非行のある子どもを受け入れて養育することができる。

養育者は、①養育里親として2年以上、2人以上の委託児童を同時に養育した経験のあ

る者 ②養育里親として5年以上登録し、かつ、通算して5人以上の委託児童の養育経験を有する者 ③3年以上児童福祉事業に従事したことがある者 ④①～③に準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者 ⑤児童福祉法第34条の15第1項各号の規定に該当しない者、としている。

ファミリーホームは、養育者3人以上を配置し、うち一人を専任の養育者、一人を他の仕事に従事しながらホームを管理する者とし、他の一人を非常勤として雇うことができる。ファミリーホームは、国による里親委託の指針(2011年3月30日発効)では、家庭を基盤とする養護として里親とファミリーホームを家庭養護とし、施設型グループホームは施設養護として区別している。

### ◎施設の種類

乳児院：主に0歳未満の要保護性のある乳児を24時間養育する施設、ただし、必要のある場合には就学前までの子どもを養育することができる。

児童養護施設：乳児を除く保護者のない児童（ただし安定した生活環境の確保等を理由に乳児を含むこともできる）、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて養護し、退所後の相談と自立のために援助することを目的とする施設で、現在、その養護形態の小規模化が求められている。

情緒障害児短期治療施設：軽度の情緒障害を有する児童を短期間入所又は保護者の下から通わせて情緒障害を治し、退所後には相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

児童自立支援施設：犯罪などの不良行為のある、又はするおそれのある児童または家庭環境等から生活指導を要する児童を入所又は通所させて必要な指導をして自立を支援する児童福祉施設。

自立援助ホーム：義務教育終了後15歳から20歳までの家庭のない青少年や家庭にいないことができない青少年を6人まで受け入れ、自立を支援するホーム。

母子生活支援施設：配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある母子を入所保護するとともに、自立促進のためにその生活を支援し、退所者に相談その他の援助を行うことを目的とする施設(児福法38条)。

## 3. 里親等委託率について

里親等委託率は、養護児童総数を母数として里親とファミリーホームの委託児童を割って得られる数値である。その母数に里親の他にどの形態の施設に措置された児童を入れるか否かで里親等委託率は変わってくる。表1では、6つの施設に措置された児童を入れた里親等委託率は2010年では、10.6%である。しかし、日本では、伝統的に里親委託率は、里親委託児童と児童養護施設と乳児院の在籍児童を合計した数を母数として計算されてきた。海外では、例えば、フランスでは、6つの類型の施設を一括して施設として里親を含む他の家庭への委託も含めて家庭委託としている。イギリスも6類型の施設を一括して施設としている。しかし、フランスでは、自立した青少年のための指導者付住宅は施設には入れずに、「その他」として区別している。ドイツでは小規模化されたグループホームを家庭委託とは区別して施設として扱っている。オーストラリアでも、ファミリーグループホームは施設として扱っている。このような違いがあるために、里親委託率を国際的に比較することの難しさがある。



## ◎2000年度と2010年度の里親委託率、養護児童および里親委託児童の人口比の比較

### 【里親委託率】

平成14年度(2002年)の厚生労働科学研究報告書「里親委託と支援に関する国際比較研究(主任研究者 湯沢雍彦)」の235頁の表1では、2000年度の養護児童は、里親委託児童児+乳児院児童+児童養護施設児童を合わせて35,800人とし、里親委託児童数は2,157人であるから、里親委託率は6.0%と伝統的方法で国際比較している。国際比較する場合の里親等委託率は他の国にならって3施設に限定せず、その国において養護児童と認められているすべての養護児童を対象として里親等委託率を比較する方がより正確な比較ができると考えるところであるが、今回の調査の目的の一つは10年前の調査結果と比較することが求められていることから、以下では、家庭福祉課の現在の方針でもある里親委託児童+乳児院児童+児童養護施設児童を合計した数を母数とした方法で、2010年も2000年の里親委託率と比較することにしたい。

2010年度では、家庭養護児童+乳児院児童+児童養護施設児童の合計が36,450人である。うち家庭養護児童数は4,373人である。従って、2010年度の里親委託率は12.0%となる。10年前に比べると2倍に上昇している。子ども・子育てビジョン(平成22年1月閣議決定)では、この里親等家庭委託率を平成26年度(2014年)までに16%まで引き上げる目標を立てて家庭養護の促進を図る方針を示している。

### 【人口比】

つぎに1万人当たりの家庭外ケア児童数と家庭養護児童数を2000年と2010年で比べてみることにする。

2000年の日本の総人口は1億2,752万人、2010年では、1億2,752万人であるから、家庭養護児童は、2000年度では人口1万人当たり0.17人、2010年では、0.34人となる。

[2000年度(2157÷12710=0.17人) 2010年度(4373÷12752=0.34人)]

家庭外ケア児童数は、2000年度では人口1万人当たり2.8人、2010年でも、2.8人となる。

[2000年度(35800÷12710=2.8人) 2010年度(36450÷12752万人=2.85人)]

このように10年間に家庭外ケア児童の人口比は変化がないが、家庭養護児童は2倍になり、1万人当たりの家庭養護児童数も0.17人から0.32人と倍近くに上昇している。この変化の要因には、ここ数年の里親委託に関する国の方針と行政的な変化、すなわち本報告の冒頭で述べた施策の影響が反映していると考えられる。国が本気になって里親委託の促進を様々な観点から見直し、改善すれば、里親等委託率はさらに上昇する可能性があることを示唆しているのではないだろうか。

## 4. 年齢別にみた児童数

### ◎調査時年齢

表3 年齢層別および託置先別に見た養護児童

	6歳以下	6～10	11～15	16～17	18歳以上	不詳	合計
里親委託児童	1,032	1,048	969	382	178	2	3,611
児童養護施設児童	4,845	10,086	12,046	3,326	1,256	34	31,593
乳児院児童	3,297	1	—	—	—	1	3,299
児童自立支援施設児童	0	58	1,653	249	33	2	1,995
情緒障害児短期治療施設児童	1	269	694	102	36	2	1,104
母子生活支援施設児童	2,483	2,223	1,489	275	33	49	6,552
合計	11,658	13,685	16,851	4,334	1,536	90	48,154
構成割合(%)	24	28	35	9	3.2	0.1	100

出典：社会福祉施設等調査報告(平成20年10月1日現在)

2008年の統計では、日本では、11～15歳をピークに16歳以上の青少年に養護児童が激減している。平均年齢では、里親委託児が9.3歳、養護施設児が10.6歳、情緒障害児が12.4歳、自立支援施設児が14.2歳、乳児院児が1.2歳、母子施設児が7.3歳である。里親や施設の子どもの平均年齢が高いのは委託期間や入所期間が長い子どもが多いためではないだろうか。

### ◎委託児又は入所時年齢

表4 委託又は入所時年齢別および託置先別に見た養護児童

	6歳以下	6～10	11～15	16～17	18歳以上	不詳	合計
里親委託児童	2,146	783	527	122	19	14	3,611
児童養護施設児童	17,000	9,458	4,835	206	9	85	31,593
乳児院児童	3,298	1					3,299
児童自立支援施設児童	—	120	1,806	65	2	2	1,995
情緒障害児短期治療施設児童	8	536	549	11	0	0	1,104
母子生活支援施設児童	3,788	1,844	753	50	4	113	6,552
合計	26,241	12,741	8,470	454	34	214	48,154
構成割合(%)	54.4	26.4	17.5	0.9	0.07	0.44	100

- 養護児童の年齢は、11歳以下が80%を占め、特に6歳以下の乳幼児が54%と過半数を占める。  
特に6歳以下の乳幼児の家庭外措置は、国連の児童の代替的養護に関するガイドラインでも勧めているように、家庭での養護をよりいっそう促進するために、早期の措置変更を容易に行える措置機関の実務体制の改善が特に必要ではないだろうか。
- 18歳以上で初めて託置される青年はどの受入れ機関でもまれである。そのなかで里親委託が多いのは、この年齢層を受入れる適切な施設が不足しているからではないかと考えられる。
- 児童自立支援施設への措置は11～15歳に、情緒障害児治療施設では6歳～15歳に多く、幼児や年長児の措置が少ない。15歳以上の児童の受入先となる自立支援ホームの入所者が少ないことと合わせて、社会的適応が困難な青少年の受入れ施設の整備と発展が必要ではないかと考えることができる。

## 5. 養護児童の養子縁組について

児童相談所の保護のもとにある養護児童の養子縁組については、2008年の里親制度の改正まで養子縁組希望里親と他の里親とが制度的に区別されてこなかったために、養子縁組を前提に委託される里親児童の数が不明であった。最近の司法統計でも、里親による養子縁組の数が公表されていない。幸い、全国児童相談所長会の調査\*では、2010年12月1日現在で、養子縁組希望里親へ委託された児童が291人いることが明らかにされた。同じ調査で措置解除理由に養子縁組を理由とするケースの数も147件ということが示されていた。このように日本では養護児童の養子縁組の数が統計的に明らかにされてこなかったが、明らかにすることで、養子問題を理解することが可能になる。

2009年度の司法統計年報によれば、家庭裁判所で認容された未成年養子縁組は、普通養子縁組が928件、特別養子縁組が326件である。里親による里子の養子縁組には、特別養子縁組が多いことを考えると、養子縁組希望里親への子どもの委託が少ないことが、司法統計の特別養子縁組の認容件数を少なくしている要因の一つになっているといえる。家庭復帰が一貫して不可能な子どもは、早期に養子縁組里親に委託することによって、子ども自身の永続的家族となる家族のもとで子どもが育てられる権利を尊重して、養護児童の養子縁組により積極的に取り組むべきではないかと考えることができる。

### 参考文献

- ・ 庄司順一編著『Q & A 里親養育を知るための基礎知識 第2版』明石書店、2009年
- ・ 森泉摩州子の里親支援ソーシャルワーク（公開講座）2012年1月14日資料「これからの里親養育・里親支援を考える：2つのガイドラインを踏まえて」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課）
- ・ \*全国児童相談所長会『児童相談所における里親委託及び遺棄児童に関する調査報告書』2012年7月
- ・ 子ども未来財団平成19年度報告書「社会的養護体制に関する諸外国比較に関する調査研究」（主任研究者 庄司順一）2008年
- ・ 2009年度の司法統計年報家事編
- ・ 厚生省家庭福祉課資料（平成24年2月）「社会的養護の現状について」

## 米国の里親家庭支援システムの研究 ～国際会議からみえたもの～

研究分担者 桐野 由美子 (京都ノートルダム女子大学 教授)

研究要旨 本年度の本研究では第1に、平成23(2011)年10月6日から9日にわたりインド・ニューデリーで開催された国際子ども虐待防止学会・アジア太平洋領域大会で東北大震災の被害児とその家族への支援の現状を発表し、分科会・協議に参加し、アジア及びアメリカにおける里親家庭支援に関する情報収集を行った。第2に、それらの情報をもとに、次年(平成24年)度実施予定のアメリカの里親家庭支援の調査の詳細を検討した。

### A. 研究目的

本分担研究の第1の目的は、ISPCAN (国際子ども虐待防止学会: International Society for Prevention of Child Abuse & Neglect) 後援・インド子ども虐待・児童就労グループthe Indian Child Abuse & Neglect and Child Labour Group (I-CANCL Group) 主催の第9回アジア太平洋領域子ども虐待学会大会 (the 9th Asia Pacific Regional Conference on Child Abuse and Neglect: APCCAN 2011) に参加し、①分科会で日本の東北大震災の被害を受けた子どもたちの現状・子どもたちと家族への心のケア実施状況・被害児の親戚里親への委託状況等を報告すること、②本研究の課題である、「公的機関と民間機関が競合しながら里親家庭を支援する社会の仕組み」を国際的観点から学んでくることであった。

また本分担研究の第2の目的は、上記国際学会大会参加により収集した情報をもとに、次年(平成24年)度の米国調査の骨格を検討することであった。

### B. 研究方法

本年度の研究方法はインターネット等での文献収集、上記国際学会大会参加の際の発表・ディスカッション・インタビューによる情報収集であった。

### C. 研究結果

今回のニューデリー大会で9名の研究者による基調講演が持たれたが、その内訳はインド人3名、ノルウェイ人1名、イギリス人1名、オーストラリア人1名、南アフリカ人1名、カナダ人1名、アメリカ人1名であった。

本大会で唯一のアメリカ人の基調講演者であったHoward Dubowitz氏はアジア太平洋の国々におけるネグレクトへの介入方法について論じた。

3日間にわたる本大会の分科会研究発表の内、アメリカ人による発表は①Howard Dubowitz氏による「ワークショップ: 医師への児童虐待に関する研修(共同発表)」、②Martin Finkel氏による「性的虐待の発見・調査・通告・法的見解・リハビリテーション(共同発表)」、③ISPCAN